

奈良県告示第三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年四月十四日大柳生土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾